

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2022 年 2 月 28 日

株式会社ハークスレイ

2022年2月28日
大阪市北区鶴野町3番10号
株式会社ハークスレイ
代表取締役 青木達也

吸収合併に係る事後開示事項

当社は、2022年1月12日付でアルヘイム株式会社（以下「アルヘイム」といいます）との間で締結した合併契約書に基づき、2022年2月28日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、アルヘイムを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます）を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 効力発生日

2022年2月28日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）株主の差止請求

アルヘイムが発行する全株式を当社が保有しているため、株主からの差止請求について、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

アルヘイムが発行する全株式を当社が保有しているため、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求

アルヘイムは新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

アルヘイムは、会社法第789条第2項および第3項の規定に基づき、債権者に対し2022年1月14日の官報へ公告を掲載するとともに、同日付にて電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

（1）株主の差止請求

本吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

本吸収合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、債権者に対し 2022 年 1 月 14 日の官報へ公告を掲載するとともに、同日付にて電子公告を行いました。が、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、効力発生日をもってアル Heim からその資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

吸収合併消滅会社であるアル Heim の事前開示書面は、別添のとおりです。

6. 変更登記日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2022 年 3 月 2 日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2022 年 1 月 12 日

アルヘイム株式会社

2022年1月12日
大阪市住之江区西住之江一丁目1番8号
アルヘイム株式会社
代表取締役 青木達也

吸収合併に係る事前開示事項

当社は、2022年1月12日付で株式会社ハークスレイ（以下「ハークスレイ」といいます）との間で締結した合併契約書に基づき、2022年2月28日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、ハークスレイを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます）を行うことといたしました。本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）

2022年1月12日付で当社とハークスレイが締結した合併契約書は別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

当社はハークスレイの完全子会社であることから、本吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付は行わないことといたしました。

3. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

（1）吸収合併存続会社についての事項

ハークスレイは有価証券報告書及び四半期報告書を近畿財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム（EDINET）」よりご覧いただけます。なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容は以下のとおりです。

株式会社ハークスレイ（以下「吸収分割株式会社」といいます）及び株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「吸収分割承継株式会社」といいます）は、両社の間で2021年5月31日に締結した吸収分割契約（以下、「本件分割契約」といいます。）に基づき、2021年10月20日を効力発生日として、吸収分割株式会社から吸収分割承継株式会社に吸収分割株式会社の店舗運営事業及びそれに付帯する業務全般に関する権利義務

の一部を承継させる吸収分割を行いました。本件分割契約の内容は別紙 2 のとおりです。

(2) 吸収合併消滅会社についての事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

4. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本吸収合併後のハークスレイの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後のハークスレイの収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、ハークスレイの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸収合併後におけるハークスレイの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙 1



合併契約書

株式会社ハークスレイ（以下、「甲」という）とアル Heim株式会社（以下、「乙」という）とは、経営効率の向上を図るため合併することとし、次のとおり合併契約を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続株式会社、乙を吸収合併消滅株式会社として合併（以下、「本件合併」という）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

	甲：吸収合併存続株式会社	乙：吸収合併消滅株式会社
商号	株式会社ハークスレイ	アル Heim株式会社
住所	大阪市北区鶴野町3番10号	大阪市住之江区西住之江一丁目1番8号

（効力発生日）

第2条 効力発生日は、令和4年2月28日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ、必要があるときは甲乙協議のうえ、その期日を変更することができる。

（合併対価の交付及び割当て）

第3条 甲は乙の全株式を所有しており、本件合併では一切の対価を交付しない。

（増加すべき資本金及び準備金等）

第4条 甲は、本件合併では資本金及び準備金の額を変更しない。

（合併承認決議）

第5条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

（権利義務の承継）

第6条 甲は効力発生日において、乙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

（会社財産の善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれ業務を執行し、かつ、一切の財産を管理、運営するもの

とし、かつその財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙協議して合意の上、これを実行する。

（合併条件の変更、合併契約の解除）

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

（合併契約の効力）

第9条 本契約は、甲及び乙の適法な機関決定による承認が得られないときは効力を失うものとする。

（本契約に定めなき事項）

第10条 本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定する。

以上

本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲乙各々記名押印の上、甲が本書を保有し、乙はその写しを保有する。

令和4年1月12日

甲 所在地 大阪市北区鶴野町3番10号
会社名 株式会社ハークスレイ
代表者 代表取締役 青木達也



乙 所在地 大阪市住之江区西住之江一丁目1番8号
会社名 アル Heim株式会社
代表者 代表取締役 青木達也



別紙 2

吸収分割契約書

株式会社ハークスレイ（以下「甲」という。）及び株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. 吸収分割の方法

甲は、本契約に定めるところに従って、会社法に定める吸収分割の方法により、甲の店舗運営事業及びそれに付帯する業務全般（以下「本件事業」という。）に関して有する本契約書の3. 権利義務の承継に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本件分割」という。）。

2. 商号及び本店

本件分割の当事者は、次に記載する者とする。

甲（吸収分割会社）

株式会社ハークスレイ

大阪府大阪市北区鶴野町3番10号

乙（吸収分割承継会社）

株式会社ほっかほっか亭総本部

大阪府大阪市北区鶴野町3番10号

3. 権利義務の承継

- (1) 乙が本件分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
- (2) 乙が甲から承継するすべての債務に関しては重疊的債務引受の方法によるものとする。但し、当該債務は、乙が最終的に負担する。
- (3) (1) に規定する権利義務に含まれる契約上の地位又は同契約に基づく権利義務を本契約により承継することが各契約に定める義務と抵触する場合、その他甲又は乙に著しい不利益が発生することが見込まれる場合、甲は当該契約上の地位又は同契約に基づく権利義務を(1)に規定する権利義務から除外することができる。

4. 分割対価

乙は、本件分割に際して、自社の株式1600株を甲に対して交付する。

5. 資本金及び準備金の額

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額を以下のとおりとする。

(1) 資本金の額： 8000万円

(2) 資本準備金の額： 0円

(3) その他資本剰余金の額：株主資本等変動額から資本金、資本準備金の金額を減じて
得た金額

6. 効力発生日

本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年10月1日とする。ただし、本件分割の手續の進行に応じて必要があるときは、甲及び乙の合意により、これを変更することができる。

7. 分割の承認決議

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれの株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項の承認決議（以下「分割承認決議」という。）を求めるものとする。

8. 競業禁止義務

甲は、本件分割後においても、本件事業について法令によるか否かを問わず、一切競業禁止義務を負わない。

9. 条件の変更等

本契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本契約を変更又は解除することができるものとする。

10. 本契約の効力

本契約は、効力発生日までに甲若しくは乙において分割承認決議が得られなかったとき又は法令に定める関係官庁の許認可等（必要な場合に限る。）が得られなかったときは、その効力を失うものとする。

11. 協議

本契約に定めるもののほか、本件分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、適宜決定するものとする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙が写しを保有する。

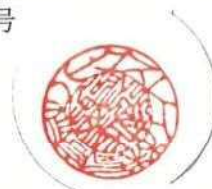
2021年5月31日

甲（吸収分割会社）

大阪府大阪市北区鶴野町3番10号

株式会社ハークスレイ

代表取締役 青木 達也



乙（吸収分割承継会社）

大阪府大阪市北区鶴野町3番10号

株式会社ほっかほっか亭総本部

代表取締役 青木 達也



承継権利義務明細表

乙が甲から承継する本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は効力発生日において甲が有する本事業に属する次の権利とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2021年3月31日現在の計算を基礎とし、本件分割の効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する現金、預金、売掛金、商品、製品、原材料、未収入金、その他流動資産

(2) 固定資産

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具、備品、リース資産、無形固定資産、その他固定資産

(3) 投資、その他の資産

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する長期貸付金、敷金、保証金、長期未収入金等その他の資産

2. 承継する債務

効力発生日の前日の終了時において、本事業に属する買掛金、借入金、未払金、未払費用、預り金、長期預り保証金、資産除去債務及びその他負債

3. 承継する雇用契約等

甲は、本件事業に従事する当社の従業員のうち、吸収分割効力発生日において在籍している者については、全員乙が承継し、以後乙の従業員として雇用する。

4. 承継するその他の権利義務等 雇用契約以外の契約

本事業に関して当社が締結したあるいは過去に承継した売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本事業に関する契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務のうち甲が乙に承継する必要があると判断したもの。

5. 承継する契約その他の権利義務（上記「1.」から「4.」に係るものを除く。）

効力発生日における本件事業に係る契約その他の権利義務のうち甲が乙に承継する必要があると判断したもの。

6. 承継する許認可等

効力発生日において、当社が保有している本件事業に係る許可、認可、承認登録等のうち、法令上承継が可能であり、甲が乙へ承継する必要があると判断したもの。

以上



1000

吸収分割効力発生日変更契約書

株式会社ハークスレイ（以下「甲」という。）と株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「乙」という。）は、甲乙間において締結された2021年5月31日付吸収分割契約（以下、「原契約」という。）つき、以下のとおり変更契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、原契約第6条に定める効力発生日を下記の通り変更するものとする。

変更前	2021年10月1日
変更後	2021年10月20日

第2条 その他の事項については、原契約の通りとする。

以上

本契約締結の証として本書2通作成し、甲乙各自署捺印の上1通ずつ保有する。

2021年9月7日

(吸収分割会社)

甲

大阪府大阪市北区鶴野町3番10号

株式会社ハークスレイ

代表取締役 青木達也



(吸収分割承継会社)

乙

大阪府大阪市北区鶴野町3番10号

株式会社ほっかほっか亭総本部

代表取締役 青木達也

